

ほっかいどうの社会保障

2013年2月25日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

道営住宅 低所得者の家賃値上げをやめさせましょう！

道議会に、道営住宅家賃減免制度「見直し」を中止させる請願を

北海道は、2月20日の道議会建設常任委員会に、「道営住宅家賃減免制度の見直し案を発表しました（最低家賃を2013年6月から段階に引き上げ）。

道営住宅は、低所得者や病気にかかっていることなど、特別な事業がある場合、家賃を減免しています。現在は、標準世帯で年収309万円以下から減免の対象となり、年収209万円以下の場合、月3500円家賃でした。

案では、減免後の最低家賃を引き上げ、最低額を月4800円に値上げする内容で、低所得者への負担増です。

道営住宅数（2011年度）	21,574戸
減免制度対象者	13,599戸
減免制度利用者	5,720戸

空知	夕張市・岩見沢市・美唄市・芦別市・赤平市・三笠市・滝川市・砂川市・深川市・南幌町・沼田町
石狩	札幌市・江別市・北広島市・石狩市・千歳市・恵庭市
後志	小樽市・倶知安町・岩内町
胆振	室蘭市・苫小牧市・登別市・伊達市
日高	浦河町・新ひだか町
渡島	函館市・北斗市・七飯町
檜山	江差町・奥尻町
上川	旭川市・士別市・名寄市・富良野市
留萌・宗谷	留萌市・苫前町 稚内市
オホーツク	北見市・網走市・紋別市・美幌町・斜里町・遠軽町
十勝	帯広市・音更町・幕別町
釧路・根室	釧路市・釧路町・根室市・中標津町

たとえば、月5万円の年金生活者の場合でも
現在は月3500円の家賃⇒月4800円に
月1300円、年間15600円も値上がり



道庁は、最低負担額見直しの理由を、「維持管理経費」の確保のためと説明していますが、公営住宅法第1条には、「低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」とし、同法第21条で「修繕義務は、事業主体にある」と定めています。尚、値上げによる増収は6200万円です。

■3月15日（金）、道議会に対して、「見直し」を中止させる請願書を提出します。各団体でも、請願書の取り組みにご協力ください。

「住まい」は人権 公営住宅の増設、住宅手当など住む側の住宅政策を

2.24「高齢者の住まいを考える講演会」で、もやいの稲葉剛代表理事が講演



2月24日、道民医連、道高齢者向け住宅事業者連絡会（道住連）、道社保協の共催で、「高齢者の住まいを考える講演会」が札幌市コンベンションセンターで行われ、全道各地から約60名が参加しました。

NPO法人自立生活サポートセンター・もやいの稲葉剛代表理事が「高齢者のハウジングブア問題と居住権」と題して講演しました。住まいの貧困は、

高齢者をはじめ若者まで広がっていると指摘し、**作る側の住宅政策から、住む側の住宅政策への転換が必要**と訴えました。

はじめに、低所得の高齢者が死亡した首都圏のアパート・施設の火災について紹介しました。亡くなった高齢者は、風呂もなく4.5畳一間で家賃が月5万円の老朽化したアパートに住んでいました。この背景には、①単身者向け都営住宅の不足（応募倍率50～60倍、石原知事になり増設しない政策続ける）、②多くの民間不動産会社による、高齢・単身・低所得の高齢者の入居差別、③身寄りがいない・保証人がいない、緊急連絡先がないことが、さらにハードルを上げると指摘しました。不動産会社の中には、居室内での孤独死を心配し、連帯保証人確認書に、孤立死への注意喚起や原状回復に莫大な負担してもらうことを盛り込むところまで生まれています。

当面、①増えている空き家を公的に活用する制度をつくること、②国から補助金ができる自治体居住支援協議会の設立と、会が保証人になるなど機能させること、③失業者を対象に創設された住宅手当を、対象を拡大し恒常化させることなど必要性を指摘しました。さらに、「住まい」は人権であることを強調し、公営住宅を増設し、住宅全体の6%台からEU並みに20%前後まで引き上げる。それが、民間の家賃を下げることもつながると訴えました。

道住連の奥田龍人会長も、「高齢者の住環境問題と高住連の組織について」講演しました。